

伐木等業務の特別教育が変わります。



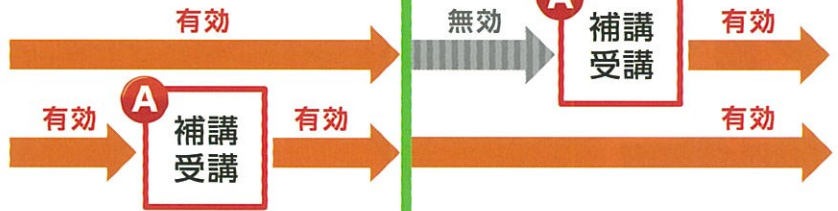
特別教育の資格有効時期について



2020年8月1日

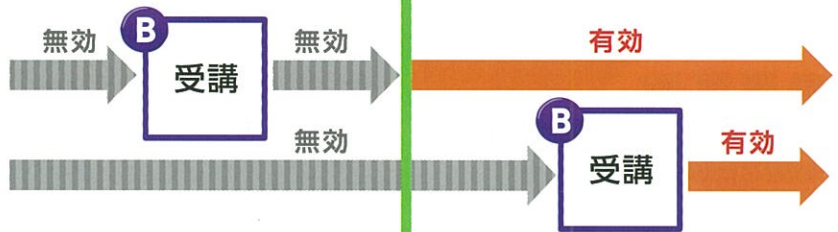
A 改正前の伐木資格をお持ちの方

旧安衛則第36条8号大径木(16時間)、
第36条8号の2小径木(13時間)の
特別教育の修了者



B 伐木資格をお持ちでない方

新安衛則の伐木等の業務
特別教育(18時間)を受講



※伐木資格をお持ちでない方で2020年7月31日までに作業をされる方は、旧安衛則の大径木(16時間)または小径木(13時間)を受講する必要があります。

※旧安衛則第36条8号(チェーンソーに関する講習を含まない)の修了者を対象とした補講(10.5時間)は行いません。

講習内容

※上図の A 及び B の講習は下記のとおりです。

A

伐木等業務 (補講2.5H)

旧安衛則第36条8号(大径木)の修了者を対象
学 科:2時間(計2.5時間)
実 技:0.5時間

伐木等業務 (補講5H)

旧安衛則第36条8号の2(小径木)の修了者を対象
学 科:3時間(計5時間)
実 技:2時間

B

伐木等業務

新安衛則第36条第8号
「チェーンソーを用いて行う立木の伐木、
かかり木の処理又は造材の業務」
学 科:9時間(計18時間)
実 技:9時間



詳しくは、お近くのキャタピラー教習所までお問い合わせください。